

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

平成二十二年埼玉県下水道事業告示第三号（埼玉県情報公開条例第三十一条の規定による実施機関が作成等する公文書の検索資料について）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 三井隆司